

松戸市 循環型社会形成推進地域計画 (第2次計画)

令和4年11月1日 作成

松戸市

目次

1	地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項	1
(1)	対象地域	1
(2)	計画期間	1
(3)	基本的な方向	1
(4)	ごみ処理の広域化・施設の集約化の検討状況	1
(5)	プラスチック資源の分別収集及び再商品化に係る実施内容	2
2	循環型社会形成推進のための現状と目標	3
(1)	一般廃棄物等の処理の現状	3
(2)	一般廃棄物等の処理目標	4
3	施策の内容	5
(1)	発生抑制、再使用の推進	5
(2)	処理体制	6
(3)	処理施設等の整備	10
(4)	施設整備に関する計画支援事業	10
(5)	その他の施策	11
4	計画のフォローアップと事後評価	13
(1)	計画のフォローアップ	13
(2)	事後評価及び計画の見直し	13
添付資料1	対象地域図	資料1
添付資料2	人口等指標に関するトレンドグラフ	資料2
添付資料3	地域内の施設の現況と予定（位置図）	資料4
添付資料4	現況及び新設予定の廃棄物処理施設が所在するハザードマップ	資料5
循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表1		資料10
循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表2		資料12
参考資料様式		資料13

1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

(1) 対象地域

構成市町村名	松戸市
面積	61.38km ²
人口	497,411人（令和4年10月1日現在）

(2) 計画期間

本計画は、令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間を計画期間とする。今後、令和10年度以降も引き続き施設整備事業を行うため、平成29年4月1日から令和5年3月31日までの6年間を計画期間とする前計画を第1次計画、本計画を第2次計画、令和10年4月1日から令和16年3月31日までの6年間を計画期間とする第3次計画を策定する予定である。

なお、目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には本計画を見直すものとする。

(3) 基本的な方向

本市では、資源の消費を抑制しつつ、廃棄物の減量・再利用・再生利用に積極的に取り組む持続可能な社会（資源循環型社会）を目指すべき将来像とし、ごみの発生抑制（Reduce）、再使用（Reuse）、再生利用（Recycle）の順序で3Rに取り組む。

また、市民・事業者・市それぞれが役割を果たし、3R施策を推進していくことが重要であるため、情報提供や啓発活動を通じて、市民・事業者の取り組みを促進する。

(4) ごみ処理の広域化・施設の集約化の検討状況

千葉県では、令和3年3月に「第10次千葉県廃棄物処理計画」を策定し、今後10年間で焼却施設の更新等に向けた検討が見込まれる市町村等をごみ処理の広域化・施設の集約化の検討対象と示した。

このことを受け、当該計画に基づき、本市と同様に、ごみ処理の広域化・施設の集約化の検討対象と示された近隣市と協議を行った。

協議した結果、各市ともごみ処理の広域的な課題について認識しているものの、個別の課題を有しており、その課題の解決に時間を要することを確認したことから、将来的な他市との協力の可能性を残しつつ、当面は旧クリーンセンター用地を建設候補地とし、新焼却施設整備を進めていく。

(5) プラスチック資源の分別収集及び再商品化に係る実施内容

住民がプラスチック資源の適正な分別を促進するよう、また、プラスチック使用製品の使用を合理化し、プラスチック使用製品廃棄物の排出を抑制するよう、啓発・情報提供を行う。

容器包装プラスチックは引き続き、「リサイクルするプラスチック」として分別収集を行い、日本容器包装リサイクル協会に処理を依頼する。プラスチック使用製品廃棄物は当面の間、「その他のプラスチックなどのごみ」として分別収集を行い、焼却処理及び一部を民間事業者による資源化（ケミカルリサイクル）を実施するが、今後コストや環境影響等の情報収集を行い、財政状況等を踏まえながら再商品化の実施方法や実施時期について検討を行う。

(2) 一般廃棄物等の処理目標

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め循環型社会の実現を目指し、表1のとおり目標量について定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとする。

表1 減量化、再生利用に関する現状と目標

指 標		参考※1 (割合※2) (平成24年度)	現状 (割合※2) (令和3年度)	目標 (割合※2) (令和10年度)
排 出 量	事業系 総排出量	36,255 トン	32,159 トン	33,647 トン (4.6%)
	1事業所当たりの排出量※3	2.76 トン/事業所	2.48 トン/事業所	2.52 トン/事業所 (1.6%)
	生活系 総排出量	96,489 トン	91,519 トン	91,613 トン (0.1%)
	1人当たりの排出量※4	164 kg/人	149 kg/人	142 kg/人 (-4.7%)
	その他 総排出量	1,762 トン	691 トン	578 トン (-16.4%)
合 計 排出量合計	134,506 トン	124,369 トン	125,838 トン (1.2%)	
再生利用量	直接資源化量 (集団回収量を含む)	28,574 トン (21.2%)	24,241 トン (19.5%)	26,853 トン (21.3%)
	総資源化量	37,645 トン (28.0%)	34,374 トン (27.6%)	36,932 トン (29.3%)
エネルギー回収量	エネルギー回収量	16,018 MWh	26,046 MWh	25,894 MWh
	(年間の発電電力量及び熱利用量)	17,756 GJ	17,756 GJ	17,756 GJ
最終処分量	埋立最終処分量	16,948 トン (12.6%)	13,094 トン (10.5%)	13,715 トン (10.9%)

※1 本計画の目標値は、松戸市ごみ処理基本計画（令和4年3月策定）の目標値を基礎として、同基本計画で推計した将来人口や将来ごみ量の算出方法を踏襲して設定したものであり、既に達成している項目については、その水準を維持、若しくは更なる向上に努めるものとする。また、現状（令和3年度）の数値については、新型コロナウイルス感染症の流行による影響を大きく受けており、平時から変動している項目があるため、参考として平成24年度の数値を記載した。

※2 排出量は現状に対する増減割合、直接資源化量・埋立最終処分量は排出量に対する割合、総資源化量は排出量+集団回収量に対する割合、その他は計画処理量に対する割合

※3 (1事業所当たりの排出量) = { (事業系ごみの総排出量) - (事業系ごみの資源ごみ量) } / (事業所数)
令和3年度の事業所数は、令和3年度の事業所数（令和3年経済センサス）と同様とする。
事業所数；令和3年度：12,943事業所、令和10年度：13,286事業所

※4 (1人当たりの排出量) = { (生活系ごみの総排出量) - (生活系ごみの資源ごみ量) } / (人口)
計画収集人口（10月1日現在）；令和3年度：497,614人、令和10年度：507,765人

《用語の定義》

排 出 量：事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量（集団回収されたごみを除く。）[単位：トン]

その他総排出量：生活系及び事業系に該当しない公共施設のごみや不法投棄ごみ等

総資源化量：集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和[単位：トン]

エネルギー回収量：エネルギー回収施設において発電された年間の発電電力量[単位：MWh等]及び熱利用量

[単位：GJ等]

最終処分量：埋立処分された量[単位：トン]

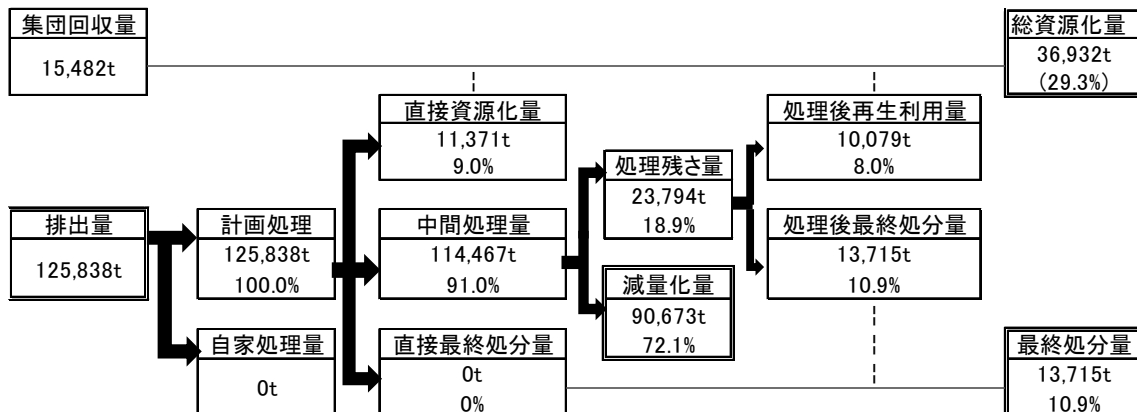


図2 目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー

3 施策の内容

(1) 発生抑制、再使用の推進

ア 有料化

本市は、事業系ごみについて事業者責任の徹底と事業系ごみの減量等を目的として、平成12年に全面有料化を実施した。

一方、生活系ごみ（ペットボトルを除く）については、処理券（定額シール制）方式による粗大ごみ以外は、市が無料で収集している。なお、廃棄物処理施設への直接搬入は有料としている。

生活系ごみの有料化については、令和4年3月策定のごみ処理基本計画の素案を松戸市環境審議会に諮問した際に、「金額設定基準の明確化、不法投棄防止、近隣市の動向等慎重に検討していくことが求められる」との答申を受けたことから、ごみ処理に係る現状把握及び課題の整理、他自治体の事例調査等により、検討していく。

イ 環境教育、普及啓発

次代を担う子どもたちが、ごみ処理について正しい知識を持ち、自ら考えて行動できるようになることが求められることから、効果的な学習のため、社会科副読本に本市のごみ処理情報を提供していく。

また、ホームページやSNSを通じ情報発信を行うとともに、市民説明会、環境学習、ごみツアー等を開催し、ごみの分別や減量について普及啓発を行っていく。

ウ 発生抑制の推進

(ア) 生活系ごみ・事業系ごみ

生活系ごみの減量化について、ごみに関するリーフレットやパンフレット等の発行、市ホームページやSNS、ごみ分別推進アプリ、市民説明会の開催等により、ごみの減量や資源化の情報提供や各種啓発活動に取り組む。

さらに、家庭から排出されるごみの約41%を占める生ごみの減量を進めるため、引き続き、生ごみ処理容器等購入費補助金制度の普及啓発活動を行い、生ごみ処理容器等の利用を推進していく。

事業系ごみの減量化について、生活系ごみと同様にごみに関するリーフレットやパンフレット、市ホームページ等による情報提供や啓発を行うほか、多量排出事業者に対し、廃棄物減量計画書の提出を義務付け、当該計画書をもとに訪問指導を実施する等により、事業系ごみの3Rを推進する。また、それ以外の事業者に対しては、事

業系ごみ処理状況の届け出制度を活用し、排出実態の把握に努め、適切な指導を行う。

(イ) 食品ロスの削減等

世界的な問題となっている食品ロスの削減を推進するため、先進的な取り組みや優良事例についての情報収集を行い、より効果的な取り組みができるように消費者や食品関連事業者に周知していく。

エ 再使用の推進

リユースショップ等の活用促進、粗大ごみや靴・バッグ・ベルトの再使用の取り組み、リユース食器及びリターナブルびん等に関する情報の提供を行い、リユースの取り組みを推進する。

また、本市では、粗大ごみ再生事業（粗大ごみとして出された木製品類（タンス・机・本棚など）の中から、まだ使えるものを再生し、販売する）を実施していたが、平成22年度事業仕分けで費用対効果の観点から廃止となった。

その後、平成30年7月より、「粗大ごみ等リユース実証事業」として、障害者就労施設による粗大ごみ等（粗大ごみ・不燃ごみ）の再生販売が可能かどうかの実証及び検討を行ってきた。今後は、令和4年7月にしゅん工したリサイクルセンターにおいて、引き続き障害者就労施設等と連携、協力しての粗大ごみ等のリユースに取り組んでいく。

オ 再生利用の推進

ホームページでの情報提供、出前講座・各種イベント等で制度の説明や周知、リサイクル活動奨励金の交付等の支援を行い、資源ごみ（古紙・布類・ビン類・缶類・ペットボトル）の集団回収を全市的に拡大することで分別の意識醸成を図り、民間による資源化を促進していく。紙類やプラスチック製容器包装、ペットボトル等のリサイクル可能なごみの分別推進についても、引き続き啓発を行っていく。

また、高齢化社会の進展に伴い、大人用紙おむつの利用が増加することを踏まえ、民間処理事業者の施設整備状況に応じて、事業系使用済み紙おむつのリサイクルについて、排出事業者に協力を求めている。

(2) 処理体制

ア 生活系ごみの処理体制の現状と今後

分別区分及び処理方法については、表2のとおりである。

焼却処理については、本市では令和元年度末まで和名ヶ谷クリーンセンター及び旧クリーンセンター（令和元年度末廃止）の2施設体制で処理を行ってきたが、和名ヶ谷クリーンセンターの稼働停止を見据え、将来の効率化に向けて1施設体制に移行することとした。今後、令和16年度の稼働開始に向け、新焼却施設の整備を進めていく。

圧縮梱包処理については、日暮クリーンセンターで容器包装リサイクル法に基づくプラスチック製容器包装及びその他のプラスチックなどのごみをリサイクル施設等へ運搬している。当該センターは老朽化していることから、今後も安定した処理を継続するため、計画的に整備を行っていく。

資源選別処理・粗大ごみ処理については、リサイクルセンターが令和4年4月から稼働を開始し、これまで稼働していた資源リサイクルセンターに代わって、不燃ごみ・有害などのごみの処理と、3施設に分散していた粗大ごみの処理を一元化した。また、資源リサイクルセンターで処理していたビン類・缶類については、令和4年2月より、民間事業者へ委託を開始した。

可燃ごみの中継（圧縮・積替）については、近隣市や民間焼却施設に可燃ごみの一部を効率的に運搬するため、大型コンテナに積み替えを行っている。旧クリーンセンター稼働停止後の焼却処理能力の不足を補うための措置であり、今後も安定した処理を継続するため、計画的に整備を行っていく。

イ 事業系ごみの処理体制の現状と今後

一般廃棄物処理計画の分別区分に準じて、一般廃棄物処理業許可業者による収集及びごみ処理施設への搬入・処分を行う。事業系ごみの約95%が当該許可業者による収集となっており、安定的に処理されているが、今後も分別の遵守について継続的に指導し、適正な処理体制を維持する。

なお、本市の廃棄物処理手数料は、平成10年度以降変更していないため、環境省の一般廃棄物処理有料化の手引き（平成25（2013）年4月）において、「廃棄物の処理に係る原価相当の料金を徴収することが望ましい。」とされていることを踏まえ、見直しについて検討していく。

ウ その他ごみ（公共系）の処理体制の現状と今後

一般廃棄物処理計画に準じて、公共施設から排出されるごみ、不法

投棄ごみ等の収集、処分を行う。

収集搬入形態については、現行の直営収集及び自己搬入を基本として継続していく。

エ 一般廃棄物処理施設であわせて処理する産業廃棄物の現状と今後

現在、松戸市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第31第2項の規定により、一般廃棄物処理計画において、市が一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物として紙くず、木くず、繊維くず、汚泥（下水道し渣に限る）を指定している。今後については、必要に応じて検討していく。

表2 本市の生活系ごみの分別区分と処理方法の現状と今後

現 状 (R3年度)				
松 戸 市				
分別区分	処理方法		処理施設等	
			一次処理	二次処理
可燃ごみ	焼却 (熱回収)	発電	和名ヶ谷クリーンセンター	(焼却灰)委託
		積替	ごみ中継施設	委託
リサイクルするプラスチック	リサイクル	圧縮	日暮クリーンセンター	指定法人へ受け渡し
その他のプラスチックなど のごみ	焼却 (熱回収)	発電	和名ヶ谷クリーンセンター	(焼却灰)委託
		リサイクル	圧縮	日暮クリーンセンター (残渣)委託
不燃ごみ	リサイクル	破碎 選別	リサイクルセンター	(残渣)委託
ペットボトル	リサイクル	圧縮	資源化施設	指定法人へ受け渡し
粗大ごみ	リサイクル	破碎 選別	リサイクルセンター	売却、(残渣)委託
資源ごみ	リサイクル	溶解	資源化施設	売却
		破碎		
		圧縮		
有害などのごみ	リサイクル	積替 保管	リサイクルセンター	委託



今 後 (R10年度)				
松 戸 市				
分別区分	処理方法		処理施設等	
			一次処理	二次処理
可燃ごみ	焼却 (熱回収)	発電	和名ヶ谷クリーンセンター	(焼却灰)委託
		積替	ごみ中継施設	委託
リサイクルするプラスチック	リサイクル	圧縮	日暮クリーンセンター	指定法人へ受け渡し
その他のプラスチックなど のごみ	焼却 (熱回収)	発電	和名ヶ谷クリーンセンター	(焼却灰)委託
		リサイクル	圧縮	日暮クリーンセンター (残渣)委託
不燃ごみ	リサイクル	破碎 選別	リサイクルセンター	(残渣)委託
ペットボトル	リサイクル	圧縮	資源化施設	指定法人へ受け渡し
粗大ごみ	リサイクル	破碎 選別	リサイクルセンター	売却、(残渣)委託
資源ごみ	リサイクル	溶解	資源化施設	売却
		破碎		
		圧縮		
有害などのごみ	リサイクル	積替 保管	リサイクルセンター	委託

(3) 処理施設等の整備

ア 廃棄物処理施設

上記(2)の統一化後の分別区分及び処理体制で処理を行うため、表3のとおり必要な施設整備を行う。

表3 整備する処理施設

事業番号	整備施設種類 施設名	事業名	処理能力	設置予定地	事業期間 (全体事業期間)	国土強靱化
1	エネルギー回収型廃棄物処理施設 新焼却施設	松戸市エネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業	未定	松戸市高柳新田37番地 (市有地)	R8~R9 (R8~R15)	—

(整備理由)

事業番号1 既存施設の老朽化

(4) 施設整備に関する計画支援事業

(3)の施設整備に先立ち、表4のとおり計画支援事業を行う。

表4 実施する計画支援事業

事業番号	事業名	事業内容	事業期間
1	松戸市エネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業(事業番号1)に関する計画支援事業	施設整備基本計画	R5~R6 (R4~R6)
	松戸市エネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業(事業番号1)に関する計画支援事業	PFI導入可能性調査	R5~R6 (R4~R6)
	松戸市エネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業(事業番号1)に関する計画支援事業	環境影響評価	R5~R8 (R4~R8)
	松戸市エネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業(事業番号1)に関する計画支援事業	各種調査(測量、地質、地歴、解体関係)	R5 (R4~R5)
	松戸市エネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業(事業番号1)に関する計画支援事業	埋蔵物文化財調査	R6

松戸市エネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業（事業番号1）に関する計画支援事業	事業者選定アドバイザー	R6～R8
---	-------------	-------

（5）その他の施策

その他、地域の循環型社会を形成する上で、次の施策を実施していく。

ア 廃家電・使用済み小型家電のリサイクルに関する普及啓発

本市では、平成13年4月から家電4品目を家電リサイクル法に基づくリサイクル処理としている。

廃家電のリサイクルについては、家電リサイクル法に基づく、適切な回収、再商品化がなされるよう、普及啓発を行う。

また、平成25年4月に小型家電リサイクル法が施行されたことにより、平成26年1月より同法による資源化を開始するとともに、平成28年4月から支所や市民センター等（一部の施設を除く）に小型家電の回収ボックスを設置した。今後も小型家電のリサイクルを推進していくとともに、ボックス回収により、生活ごみ集積所には排出することができないノートパソコンや携帯電話の回収を可能とすることで、市民の利便性向上に努める。

イ 不法投棄対策

生活環境を良好に保つため、不法投棄監視パトロールを継続し、必要に応じて警察等の関係機関と連携して対応する。地域から相談を受けた場合には、啓発看板を提供するなど、防止に努める。

ウ 災害時の廃棄物処理に関する事項

災害発生時のごみ処理を円滑に推進するため、松戸市震災廃棄物処理計画を策定した。災害発生時には当該計画に基づき、災害廃棄物の処理を進めるとともに、県内関係機関との協力体制を推進していく。

なお、当該計画については、地域防災計画の見直し等を踏まえて、必要に応じて見直しを行う。

エ 在宅医療廃棄物の処理

在宅での医療行為により家庭から排出される医療系の廃棄物には、注射針などの鋭利なものや感染性のある者が含まれていることがあ

り、家庭ごみ集積所にだされた場合、収集作業時に針刺し事故や感染の危険性があることから、受診医療機関等での引き取りを原則としている。

今後も在宅医療廃棄物の増加が予想されることから、適正な排出方法について周知するとともに、必要に応じて関係機関と協議を行う。

オ 適正処理困難物等の処理

拡大生産者責任の考え方に基づき、製造者・販売事業者等による回収ルートを整備するよう、国・県に対して要望していく。

4 計画のフォローアップと事後評価

(1) 計画のフォローアップ

本市は、毎年、計画の進捗状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じて、千葉県及び国と意見交換をしつつ、計画の進捗状況を勘案し、計画の見直しを行う。

(2) 事後評価及び計画の見直し

計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果が取りまとまった時点で、速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行う。

また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させるものとする。

なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ計画を見直すものとする。

添 付 資 料

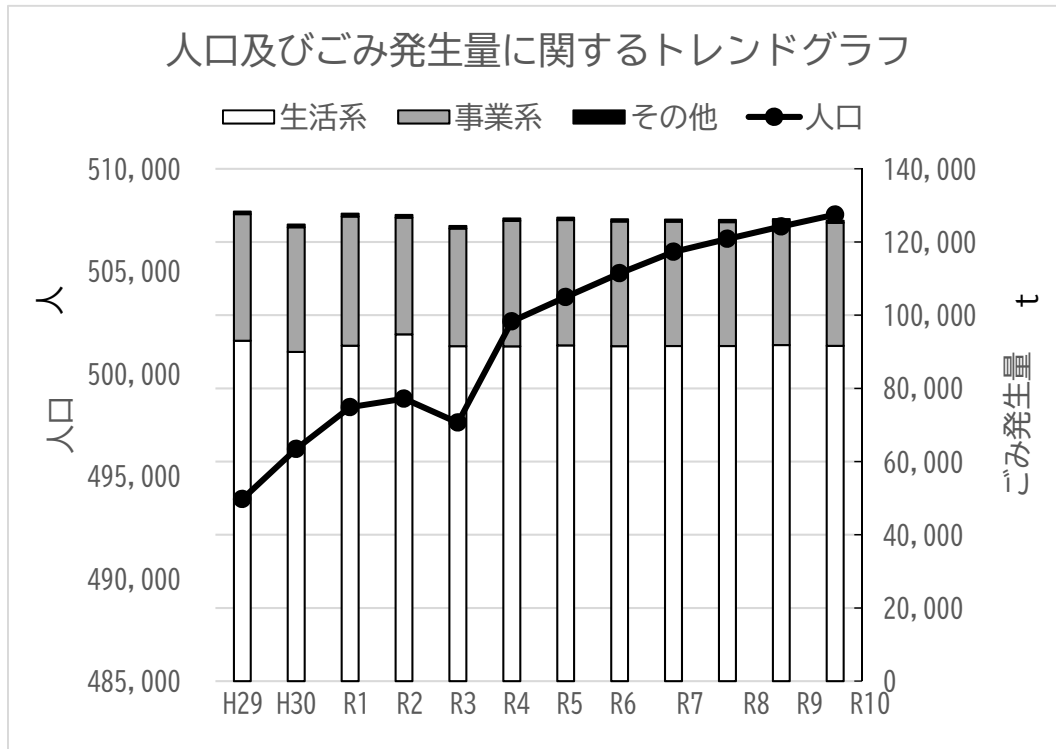
- ・添付資料1 対象地域図
- ・添付資料2 人口指標等に関するトレンドグラフ
- ・添付資料3 地域内の施設の現況と予定（位置図）
- ・添付資料4 現況及び新設予定の廃棄物処理施設が所在するハザードマップ
（災害が想定されない地域を除く）
- ・様式1 循環型社会形成推進交付金等事業実施計画 総括表1
- ・様式2 循環型社会形成推進交付金等事業実施計画 総括表2

添付資料1 対象地域図

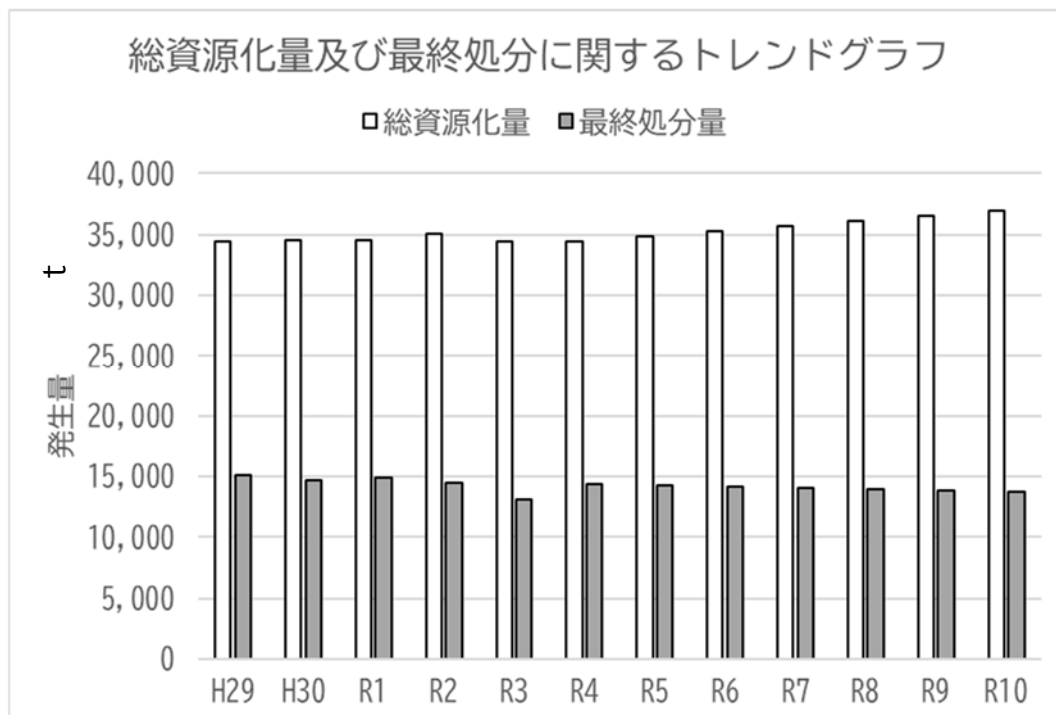


添付資料2 人口等指標に関するトレンドグラフ

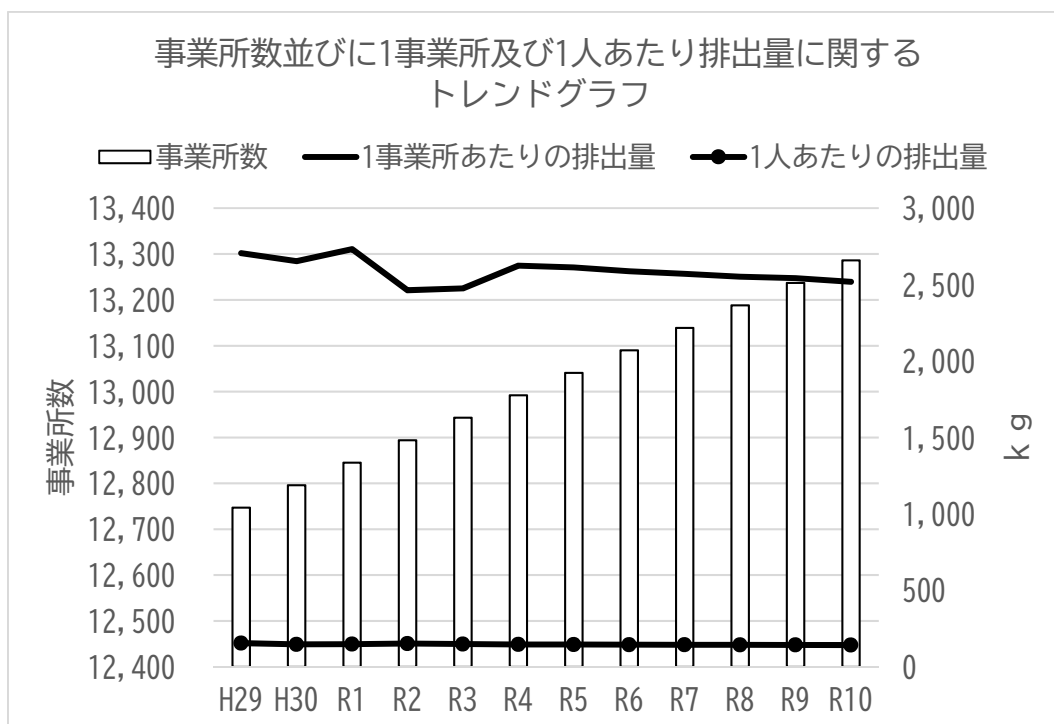
図S-1 人口及びごみ発生量に関するトレンドグラフ



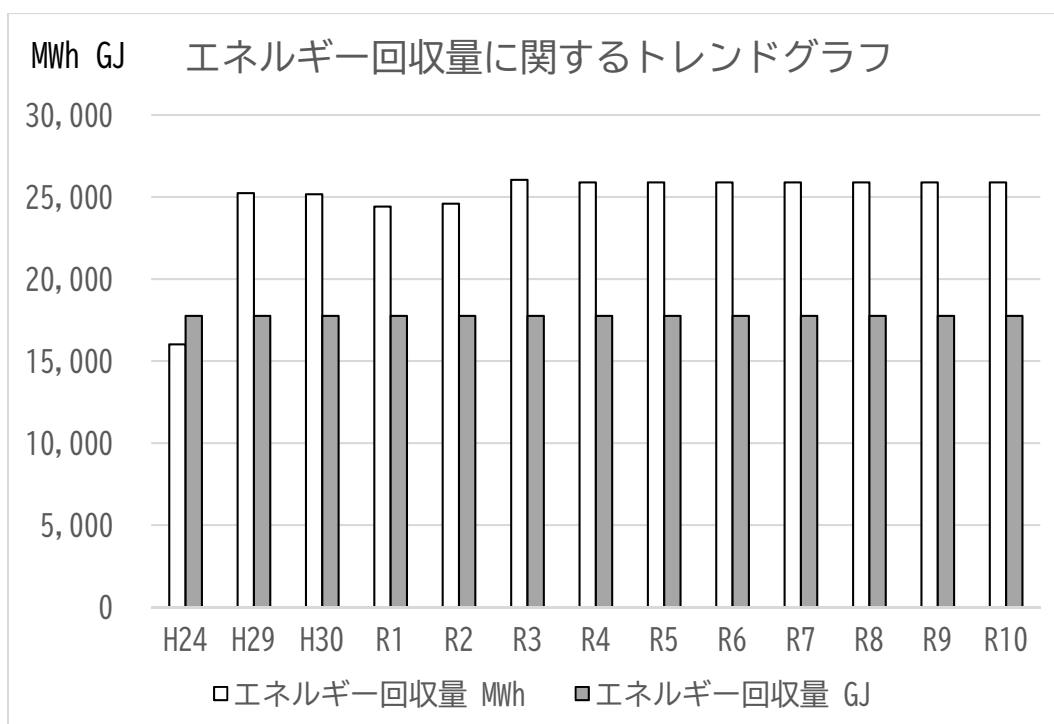
図S-2 総資源化量及び最終処分量に関するトレンドグラフ



図S-3 事業所数並びに1事業所及び1人あたり排出量に関するトレンドグラフ

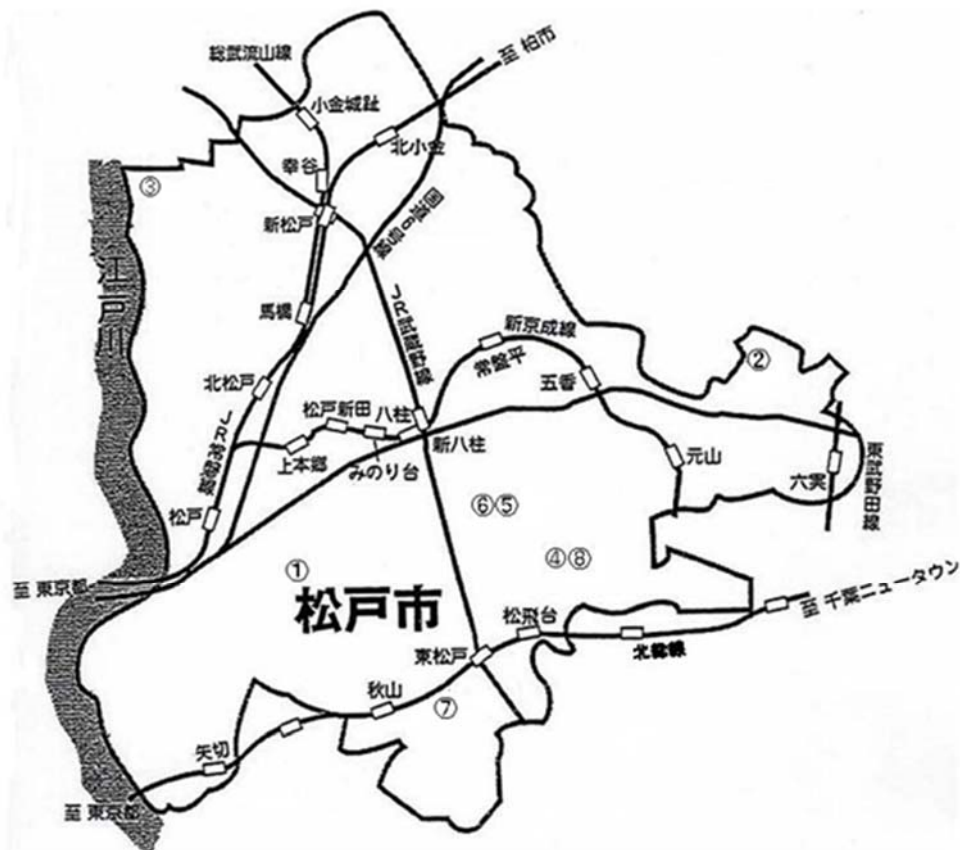


図S-4 エネルギー回収量に関するトレンドグラフ



添付資料3 地域内の施設の現況と予定（位置図）

【処理施設】	配置図番号
焼却処理施設	
和名ヶ谷クリーンセンター	①
クリーンセンター（廃止）【新焼却施設建設候補地】	②
資源選別処理施設	
リサイクルセンター	③
資源リサイクルセンター（休止）	④
粗大ごみ圧縮処理施設（圧縮梱包）	
日暮クリーンセンター	⑤
最終処分場	
日暮最終処分場	⑥
し尿処理施設	
東部クリーンセンター	⑦
【収集施設】	
ごみ中継施設	⑧

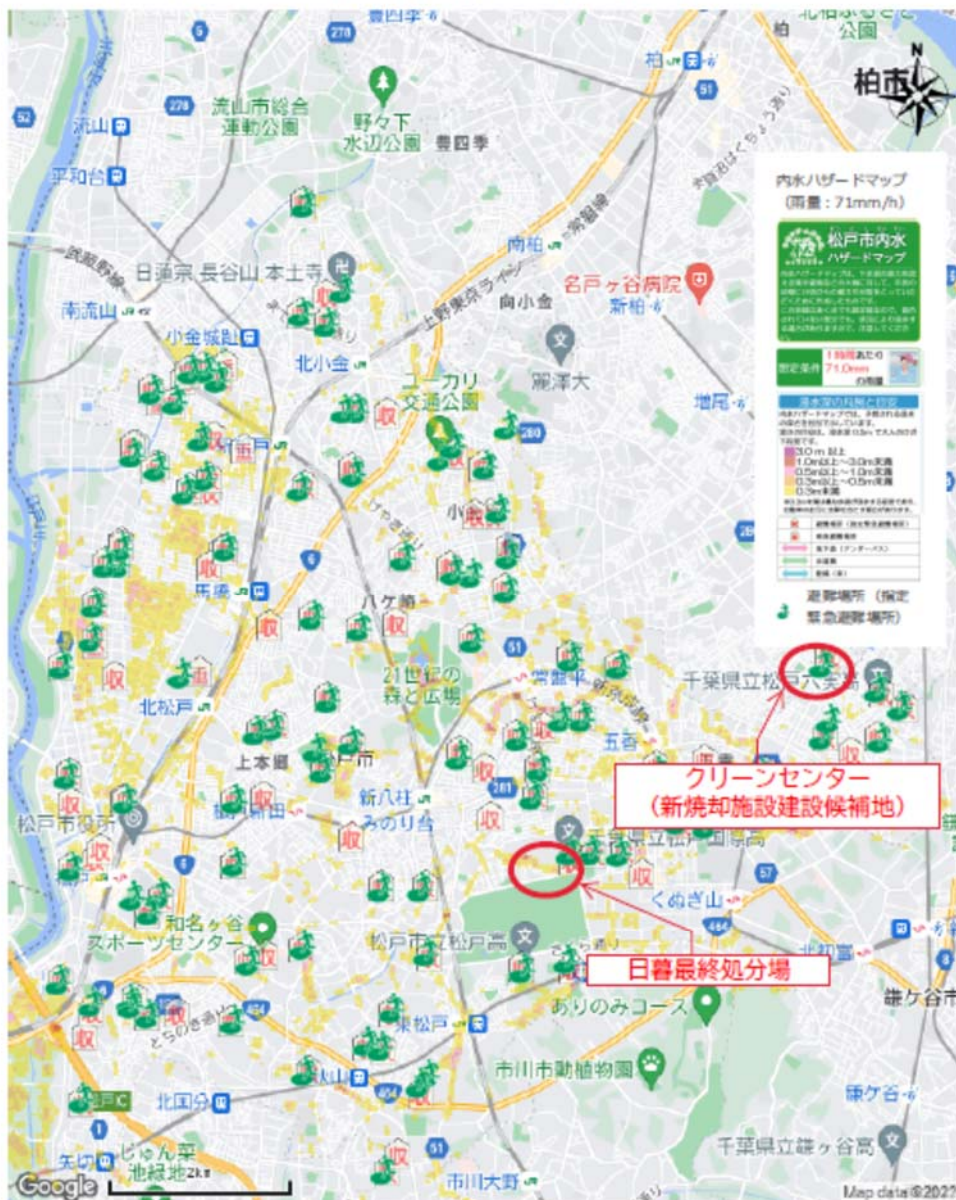


添付資料4 現況及び新設予定の廃棄物処理施設が所在するハザードマップ
(災害が想定されない地域を除く)

(1) 内水ハザードマップ
<市内全域>

内水ハザードマップ (雨量: 71mm/h)

下水道の能力を超える集中豪雨などの大雨に対して浸水が想定される区域や浸水する深さ



Copyright©Matsudo City. All Rights Reserved.

<施設周辺>

ア クリーンセンター

内水ハザードマップ (雨量: 71mm/h)

下水道の能力を超える集中豪雨などの大雨に対して浸水が想定される区域や浸水する深さ

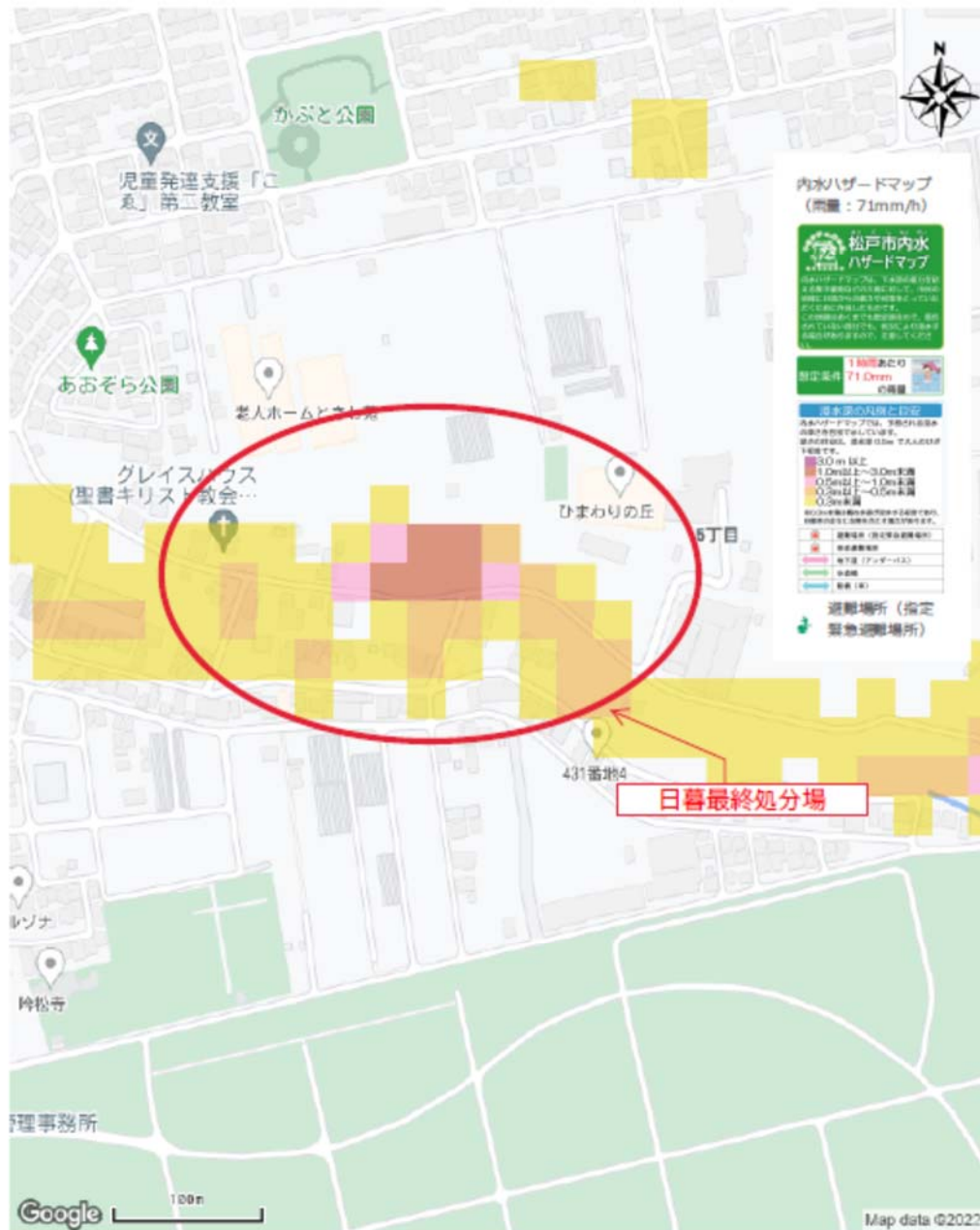


Copyright©Matsudo City. All Rights Reserved.

イ 日暮最終処分場

内水ハザードマップ (雨量: 71mm/h)

下水道の能力を超える集中豪雨などの大雨に対して浸水が想定される区域や浸水する深さ

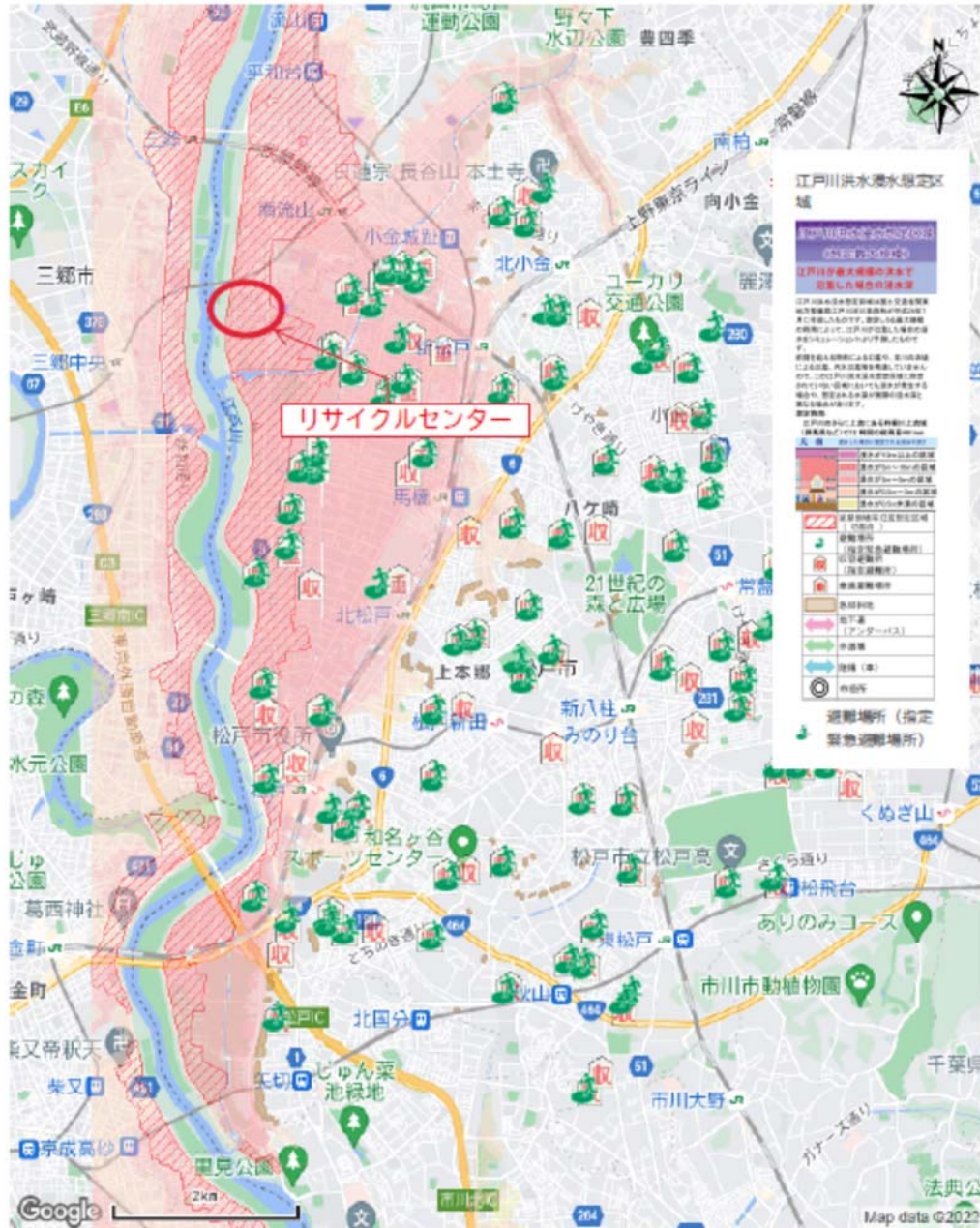


Copyright©Matsudo City. All Rights Reserved.

(2) 江戸川洪水浸水想定区域
 <市内全域>

江戸川洪水浸水想定区域

江戸川が最大規模の洪水で氾濫した場合の浸水深



循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表 1

1 地域の概要

(1) 地域名	松戸市	(2) 地域内人口	497,711人	(3) 地域面積
(4) 構成市町村等名	松戸市	(5) 地域の要件*	人口 <input type="checkbox"/> 面積 <input checked="" type="checkbox"/> 沖縄 離島 奄美 豪雪、山村 半島 過疎 その他	
(6) 構成市町村に一部事務組合等が含まれる場合、当該組合の状況	組合を構成する市町村： 設立されていない場合、今後の見通し： 設立(予定)年月日：〇〇年〇〇月〇〇日設立、認可予定			

*交付要綱で定める交付対象となる要件のうち、該当する項目全てに○を付ける。

2 一般廃棄物の減量化、再生利用の現状と目標

指標・単位 年		過去の状況・現状(排出量等に対する割合)						目標
		参考:平成24年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和10年度
排出量	事業系 総排出量(トン)	36,255	34,600	34,072	35,288	31,909	32,159	33,647 (R3年度比+4.6%)
	1事業所当たりの排出量(トン/事業所)	2.76	2.71	2.65	2.73	2.46	2.48	2.52 (R3年度比+1.6%)
	生活系 総排出量(トン)	96,489	93,022	89,971	91,668	94,753	91,519	91,613 (R3年度比-0.1%)
	1人当たりの排出量(kg/人)	164	155	147	148	152	149	142 (R3年度比-4.7%)
	その他 総排出量(トン)	1,762	703	710	789	737	691	578 (R3年度比-16.4%)
	合計 事業系生活系その他の総排出量合計(トン)	134,506	128,325	124,753	127,745	127,399	124,369	125,838 (R3年度比-1.2%)
再生利用量	直接資源化量(トン)	28,574 (21.2%)	25,501 (19.9%)	25,562 (20.5%)	25,287 (19.8%)	25,111 (19.7%)	24,241 (19.5%)	26,853 21.3%
	総資源化量(トン)	37,645 (28.0%)	34,395 (26.8%)	34,566 (27.7%)	34,500 (27.0%)	35,050 (27.5%)	34,374 (27.6%)	36,932 29.3%
エネルギー回収量	エネルギー回収量 (年間の発電電力量 MWH)	16,018	25,236	25,172	24,417	24,597	26,046	25,894
	エネルギー回収量 (年間の熱利用量 GJ)	17,756	17,756	17,756	17,756	17,756	17,756	17,756
最終処分量	埋立最終処分量(トン)	16,948 (12.6%)	15,077 (11.7%)	14,641 (11.7%)	14,449 (11.3%)	13,094 (10.3%)	13,094 (10.5%)	13,715 (10.9%)

※ 別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付する。

一般廃棄物処理計画と目標値が異なる場合に、地域計画と一般廃棄物処理計画との整合性に配慮した内容

--

3 一般廃棄物処理施設の現況と更新、廃止、新設の予定

(1) 現有施設リスト

施設種別	施設名	事業主体	型式及び処理方式	処理能力(単位)	竣工年月	廃止又は休止(予定)年月	解体(予定)年月	想定される浸水深と対策	備考
ごみ焼却施設	クリーンセンター	松戸市	連続燃焼式焼却炉 (ストーカ炉)	200トン/日	S55.11	R2.3 廃止	R10 解体予定	(浸水深:0.3m未満)、災害の際は「災害時等における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定書」に基づき近隣自治体に処理を依頼する。	
ごみ焼却施設	和名ヶ谷 クリーンセンター	松戸市	連続燃焼式焼却炉 (ストーカ炉)	300トン/日	H7.9	—	未定		浸水の想定なし
資源選別処理施設	リサイクルセンター	松戸市	破碎・手選別・機械選別・圧縮	39トン/日	R4.7	—	未定	(浸水深:3.0m~5.0m)、災害の際は「災害時等における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定書」に基づき近隣自治体に処理を依頼する。	
資源選別処理施設	資源 リサイクルセンター	松戸市	選別、破碎、圧縮	50トン/日	S56.3	R4.4 休止	未定		浸水の想定なし
粗大ごみ圧縮処理施設	日暮 クリーンセンター	松戸市	破碎、選別、梱包	40トン/日×2基	S63.3	—	未定		浸水の想定なし
最終処分場	日暮最終処分場	松戸市	サンドイッチ方式	34,726m ³	S60.4	—	未定	浸水対策区域(浸水深:5.0m~10.0m)、災害の際は契約締結している民間処理業者に処理を委託する。	
し尿処理施設	東部 クリーンセンター	松戸市	標準脱窒素処理 + 高度処理	200kℓ/日	S56.1	—	未定		浸水の想定なし

(2) 更新(改良)・新設施設リスト

施設種別	施設名	事業主体	型式及び処理方式	処理能力(単位)	竣工予定年月	更新(改良)・新設理由	廃焼却施設解体の有無 (解体施設の名称)	廃焼却施設解体事業 着手(予定)年月 完了(予定)年月	想定される浸水深と対策	プラスチック再 商品化を実施 するための施 設整備事業	備考
ごみ焼却施設	新焼却施設	松戸市	未定	未定	R16.3	既存施設の老朽化	有 (クリーンセンター)	R9~R10	(浸水深:0.3m未満)、災害の際は「災害時等における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定書」に基づき近隣自治体に処理を依頼する。	—	クリーンセンター解体事業と一体として新焼却施設を整備

循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表2

事業種別	事業番号 ※1	事業主体 名 ※2	規模		事業期間 ※5		総事業費(千円)					交付対象事業費(千円)					備考		
			単位		開始	終了	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度			
○エネルギー回収等に関する事業							0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
旧ごみ焼却施設解体事業	1	松戸市	未定	t/日	R8	R9	0	0	0	0	0	未定	0	0	0	0	0	未定	全体事業：R8～R15
ごみ焼却施設整備事業	1	松戸市	未定	t/日	R8	R9	0	0	0	0	0	未定	0	0	0	0	0	未定	
○施設整備に関する計画支援事業							281,515	72,732	130,794	65,133	12,856	0	281,515	72,732	130,794	65,133	12,856	0	
ごみ焼却施設整備支援事業							281,515	72,732	130,794	65,133	12,856	0	281,515	72,732	130,794	65,133	12,856	0	
施設整備基本計画策定	1	松戸市	—	—	R4	R6	24,123	20,460	3,663	0	0	0	24,123	20,460	3,663	0	0	0	
PFI等導入可能性調査	1	松戸市	—	—	R4	R6	7,733	2,871	4,862	0	0	0	7,733	2,871	4,862	0	0	0	
環境影響評価	1	松戸市	—	—	R4	R8	177,496	19,085	113,663	36,047	8,701	0	177,496	19,085	113,663	36,047	8,701	0	
各種調査(測量、地質、地歴、解体関係)	1	松戸市	—	—	R4	R5	30,316	30,316	0	0	0	0	30,316	30,316	0	0	0	0	
埋蔵文化財調査	1	松戸市	—	—	R6	R6	296	0	296	0	0	0	296	0	296	0	0	0	
事業者選定アドバイザー業務	1	松戸市	—	—	R6	R8	41,551	0	8,310	29,086	4,155	0	41,551	0	8,310	29,086	4,155	0	
合計							281,515	72,732	130,794	65,133	12,856	0	281,515	72,732	130,794	65,133	12,856	0	

※1 事業番号については、計画本文3(3)表4等に示す事業番号と一致させること。
 ※2 実施しない事業の欄は削除して構わない。
 ※3 同一施設の整備であっても、交付金を受ける事業主体ごとに記載する。
 ※4 事業が地域計画を跨ぐ場合は地域計画期間内の事業期間を記入し、備考欄に全体の事業期間を記載すること。なお、事業期間は交付対象外部分のみを行う期間も含む。
 ※5 廃焼却施設の解体と新施設の建設を異なる事業主体が実施する場合は、それぞれの事業費を別行で記載すること。

計 画 支 援 概 要

都道府県名 千葉県

(1) 事業主体名		松戸市		
(2) 事業目的		松戸市新焼却施設整備のため（1/2）		
(3) 事業名称		施設整備基本計画 策定事業	PFI等導入可能性調 査事業	環境影響評価事業
(4)	事業期間	令和4年度 ～ 令和6年度	令和4年度 ～ 令和6年度	令和4年度 ～ 令和8年度
(5) 事業概要		新焼却施設を整備するに 当たり、施設整備基本 計画を策定するもの	新焼却施設を整備するに 当たり、事業方式を 検討するもの	新焼却施設を整備するに 当たり、環境影響評 価を実施するもの
(6) 総事業計画 額 ※1		24,123千円 うち、交付対象事業費 24,123千円	7,733千円 うち、交付対象事業費 7,733千円	177,496千円 うち、交付対象事業費 177,496千円

※1 事業が複数の地域計画にまたがる場合は、本地域計画期間内の工期、金額を記載し、全体の工期、金額を括弧書きすること。

計 画 支 援 概 要

都道府県名 千葉県

(1) 事業主体名	松戸市			
(2) 事業目的	松戸市新焼却施設整備のため(2/2)			
(3) 事業名称	各種調査(測量、地質、地歴、解体関係)事業	埋蔵文化財調査事業	事業者選定アドバイザー事業	
(4) 事業期間	令和4年度 ～ 令和5年度	令和6年度	令和6年度 ～ 令和8年度	
(5) 事業概要	新焼却施設を整備するに当たり、各種調査(測量、地質、地歴、解体関係)を実施するもの	新焼却施設を整備するに当たり、埋蔵文化財調査(試掘調査)を実施するもの	新焼却施設を整備するに当たり、事業者を選定するアドバイザーを実施するもの	
(6) 総事業計画額 ※1	30,316千円 うち、交付対象事業費 30,316千円	296千円 うち、交付対象事業費 296千円	41,551千円 うち、交付対象事業費 41,551千円	

※1 事業が複数の地域計画にまたがる場合は、本地域計画期間内の工期、金額を記載し、全体の工期、金額を括弧書きすること。